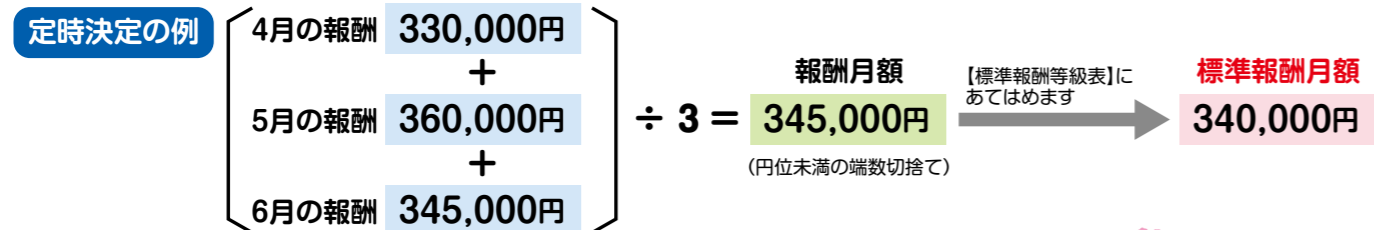


令和3年度標準報酬月額 の定時決定について

お問い合わせ
経理・貸付班
043-223-4114

共済組合は、組合員が実際に受ける報酬と既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、4月から6月までの3ヶ月間の報酬の平均により、9月からの標準報酬月額を決定します。

令和3年度は令和3年4月から令和3年6月までの3ヶ月間の報酬の平均を標準報酬等級表に当てはめ、令和3年9月からの標準報酬月額が決定されます。



共済貸付利率のご案内 (令和3年10月・11月貸付分適用)

お問い合わせ
経理・貸付班
043-223-4122

種別	年利(A)	保険料充当金率(B)	実質利率(A)+(B)
一般、住宅、教育、医療、結婚、葬祭	1.26%	0.06%	1.32%
住宅災害、災害	0.93%		0.99%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害	1.00%		1.06%

※貸付けの金利は、変動金利です。
※平成19年3月までに貸付けを受けた方については、(A)の利率のみが適用されます。

住宅関連の貸付け、教育貸付けを返済中の皆さまへ

募集期間
令和3年10月～11月

団信制度の中途加入募集を行います

年に1度の
チャンスです!!

住宅貸付けなどの返済は、長期間にわたります。返済中に想定されるリスクは、できる限り回避したいものです。「**だんしん**」と「**債務返済支援保険**」は、借受人の方やご家族の返済中の安心をサポートします。

万ーのために

対象貸付けの借受人のうち、すでに**約8割の方が加入**されています。
(令和2年度末時点)

だんしん

とは

団体信用生命保険のことで、借受人の方が、返済中に**万一死亡**したり、**所定の障害状態**となったりした場合に、**貸付金残高(債務)相当額が保険金として支払われる制度**です。

債務返済支援保険

とは

借受人の方が、返済中に**病気やケガで長期間就業障害**となった場合、**毎月の返済金相当額(平均返済月額)が保険金として3年を限度に支払われる制度**です。

気になる保険料充当金は

(例)

だんしん

貸付金残高
500万円の場合 → 9,600円/年
(800円/月)

※返済による貸付金残高の減少に伴って、保険料充当金は毎年低減します。
※保険料充当金は見直される場合があります。

債務返済

平均返済月額
1万円の場合 → 1,236円/年
(103円/月)

※保険料充当金は見直される場合があります。

お申込方法は

募集期間中に加入を希望される場合は、「**団信制度適用申込書**」に必要事項を記入の上、ご提出ください。
お申込方法等の詳細に係るお問い合わせ先：公立学校共済組合千葉支部 TEL:043-223-4122
●「**債務返済支援保険**」は、「**だんしん**」と同時に申し込む必要があります。
●制度内容等の詳細については、当共済組合ホームページに掲載している「**団信制度適用申込の手引(パンフレット)**」をご一読ください。

知っていますか?ジェネリック医薬品 ～ジェネリック医薬品を使うと薬代が節約できます～

お問い合わせ
給付班
043-223-4117

ジェネリック医薬品(後発医薬品)って?

医薬品会社が開発した新薬(先発医薬品)の特許が切れた後、他の医薬品会社が製造販売する新薬と同一の効能、効果などを持つと厚生労働省より認められた安価な医薬品のことです。



どうして節約になるの?

先発医薬品に比べて少ない費用、短い開発期間で製造可能なため低価格で提供されています。

どうすれば処方してもらえるの?

医師または薬剤師にご相談ください。

処方箋にはジェネリック医薬品への変更不可欄があり、この欄に医師によるサインがなければ、薬剤師と相談し、新薬と同じ有効成分のジェネリック医薬品を選択することができます。

ジェネリック医薬品に関する詳細は下記の関連サイトから確認できます。

- ・日本ジェネリック医薬品バイオシミラー学会「**かんじゃさんの薬箱**」<http://www.generic.gr.jp>
- ・厚生労働省「**後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について**」<https://www.mhlw.go.jp>

組合員証シリーズ④

資格喪失に伴う組合員証等の速やかな返却について(お願い)

お問い合わせ
給付班
043-223-4118

資格を喪失したにもかかわらず、引き続き共済組合の組合員証を保持・使用するケースが多く見受けられます。

次に加入する保険者の保険証がすぐに届かない場合であっても、**資格喪失後は当共済組合の組合員証等は使用できません。**

資格喪失した場合は、速やかに所属所を通して組合員証等を共済組合に**返却**してください。

共済組合が、**資格喪失者の医療費(総医療費の約7～8割分)**を負担したことが判明した場合、**必ず返還していただくこととなります**ので、御承知おきください。

なお、被扶養者の認定が**遡って取り消された場合**は、返還しなければならない医療費が**高額**になる場合もありますので御注意ください。

また、後期高齢者医療制度に移行する方(75歳になった方または一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方)についても、被扶養者証及び高齢受給者証の返却をお願いします。※75歳になったことを理由とする場合は取消申告書の提出は不要です。

例 定年退職の場合の
組合員証・被扶養者証等の取扱

3/31
退職

在職中の使用は → ○

退職後の使用は → ×

4/1以降は使用不可!
すぐ所属に返却を!